

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 経済産業省 ）

制 度 名		特定災害防止準備金(露天石炭採掘災害防止準備金)(所得税・法人税)	
税 目		所得税（租税特別措置法 20 条の 2、租税特別措置法施行令 12 条、租税特別措置法施行規則第 7 条） 法人税（租税特別措置法第 55 条の 6、68 条の 45、租税特別措置法施行令第 32 条の 4、39 条の 74，租税特別措置法施行規則第 21 条の 5、22 条の 47）	
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 百万円 ( 1300 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 露天石炭採掘場の採掘後の跡地処理を実施し、地域の安心・安全の確保の観点から、災害防止を確実に実施する。</p> <p>(2) 施策の必要性 鉱害防止の観点から、生産終了時の跡地復元等は鉱山保安法上事業者の義務。 復元工事については、採掘終了時点において、一時的に復元費用が必要となるため、予め、収益の中から計画的に資金を積み立てさせない場合、復元工事の着実な実施が図れないおそれがある。 また、跡地復元費用は、「費用収益対応の原則」から、本来、採掘を行う年度の当期収益で負担すべきものであることに鑑みれば、採掘期間中に長期的な展望で費用を積み立てることが適切であるが、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積み立てた額について、取崩し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。</p>		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	5 . エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保 6 . 原子力安全・産業保安政策 34 産業保安

		政策の達成目標	露天炭鉱における採掘終了後の跡地処理を円滑かつ確実に実施させ、災害の防止を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	期間中、計画的に準備金の積立てを行い、採掘終了した採取場については、全ての跡地処理を円滑かつ確実に実施させる。
	政策目標の達成状況	制度創設以来（平成4年度～平成21年度）、これまで24の露天坑が当該制度を利用しており、10露天坑において跡地復元を円滑に実施するなど、有効に活用されており、露天炭鉱事業者全てが本制度を利用している	
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も本制度を利用し、跡地復元工事費を毎年度準備金として積み立てていく予定。</li> <li>23年度：7社 319億円</li> <li>24年度：7社 386億円</li> <li>* 経済産業省調べ</li> </ul>	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本制度が無い場合、露天掘りによる採掘終了後の跡地処理を円滑かつ確実に実施するために必要となる資金の円滑な積立てが不可能となる可能性があり、跡地処理の確実な実施が一層困難となる。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	税制上の支援措置は他にはない。	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	ない。	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	ない。	
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採掘後の鉱害復旧については、鉱業法に基づき鉱業権者の責務であり、基本的に鉱業権者の資金により実施させるべきもの。（九州・筑豊地区のように過去に無資力化した炭鉱の鉱害復旧を国が実施しているが、北海道における新たな鉱害復旧への税金投入は国民の理解を得られるものではない。）従って、本制度を活用して事業者が鉱業（石炭採掘から採掘跡地の復元まで）を実施することが、重要である。</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・積立金の用途は、採掘跡地復元工事費に限定されており、更に原子力発電所の解体費用、廃棄物最終処分場の終了後の維持管理費用と同様、跡地の緑化復元、環境保全の重要性に鑑み、当該制度は社会的要請の高いものである。</li> <li>・本制度は最終的に積立金を取り崩す際に課税されるため減税とは性格が異なっており、更に公共性の高いエネルギー政策の一翼を担う中小企業の安定経営を考えた場合、国民の理解を得られる必要最小限の制度である。</li> </ul>																																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>災害防止準備金の利用状況 〔単位:百万円〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業者数</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>79</td> <td>94</td> <td>129</td> <td>131</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>取崩額</td> <td>141</td> <td>92</td> <td>23</td> <td>37</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>準備金残高</td> <td>1,018</td> <td>1,020</td> <td>1,126</td> <td>1,220</td> <td>1,337</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業者は全国で7事業者であり、想定外に僅少ではなく、特定の者に偏っているわけでもない。</p>	年度	17	18	19	20	21	業者数	9	8	7	7	7	認定件数	12	12	11	11	14	積立額	79	94	129	131	146	取崩額	141	92	23	37	30	準備金残高	1,018	1,020	1,126	1,220	1,337
	年度	17	18	19	20	21																																
	業者数	9	8	7	7	7																																
	認定件数	12	12	11	11	14																																
積立額	79	94	129	131	146																																	
取崩額	141	92	23	37	30																																	
準備金残高	1,018	1,020	1,126	1,220	1,337																																	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	全7社すべてが本制度を利用し、跡地処理を実施している。本制度を使用して災害防止工事を行った、露天跡地において、災害の報告はない。																																					
前回要望時の達成目標	露天掘りによる採掘終了後の跡地処理を円滑かつ確実に実施するために必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、跡地処理の確実な実施を図る。																																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	全7社すべてが本制度を利用し、跡地処理を実施している。																																					
これまでの要望経緯	<p>平成4年度 露天石炭制度創設  平成5年度 制度延長  平成7年度 制度延長  平成9年度 制度延長  平成11年度 制度延長  平成13年度 制度延長  平成15年度 制度延長  平成17年度 制度延長  平成19年度 制度延長  平成21年度 制度延長</p>																																					
担当部局(課)及び担当者	<p>資源I初ギ一庁 石炭課長 橋口昌道(内4681)代3501-1511  資源・燃料部 総括補佐 木原栄治(内4681)直3501-1727  石炭課 担当補佐 加藤久行、二瓶安弘(内4681)  FAX 3580-8564</p>																																					